

# 目黒区斜面地建築物の制限に関する条例が新たに制定されました

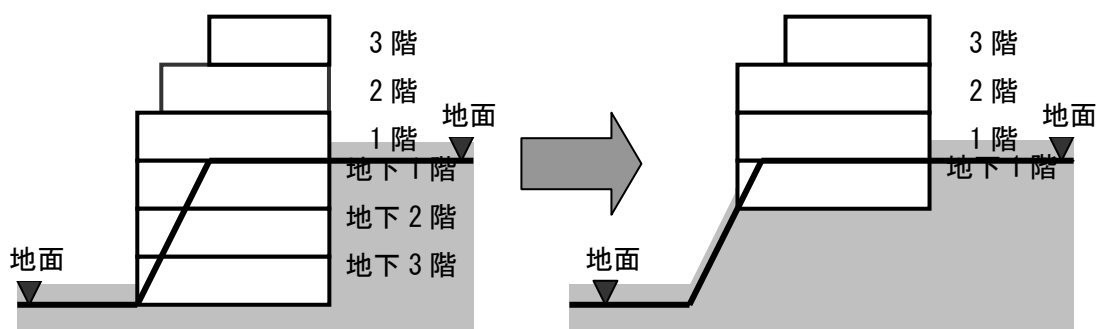
(施行は平成 20 年 4 月 1 日です)

このたび、新たに制定された「目黒区斜面地建築物の制限に関する条例」は、斜面地建築物について階数制限を行うことにより、周辺地域との調和のとれた土地利用を図りながら、良好な住環境を確保していくことを目的とするものです。

## ＜条例の概要＞

1 斜面地建築物	次の要件にすべて該当する建築物 (1) 建物用途が共同住宅又は長屋 (2) 地階に (1) の用途を有している (3) 周囲の地面と接する位置の高低差が 3m を越えている
2 適用地域	第一種低層住居専用地域内
3 制限内容	(1) 高さの限度が 10m の地域は階数 4 以下 (2) 高さの限度が 12m の地域は階数 5 以下
4 適用除外	(1) 周辺の住環境を害する恐れがないと区長が許可したもの (2) 既存不適格建築物について大規模の修繕及び大規模の模様替えを行うもの
5 罰則	次の者に対して 50 万円以下の罰金とする (1) 設計者 (設計図面どおりに工事をしなかった場合は施工者) (2) 違反が建築主の故意だった場合は (1) に加え建築主 (3) 法人の従業員が違反した場合は当該従業員に加え法人

## ＜階数制限のイメージ＞



＜規制前＞

＜規制後＞

お問合せは 目黒区都市整備部建築課建築指導係 TEL 03-5722-9637(直通)